

指定通所介護事業所の運営規程

株式会社ケアネット デイサービスセンター明石

1. 事業の目的

株式会社ケアネットが行う指定通所介護事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員または看護職員、介護職員等の従事者（以下「通所介護従業者」という）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- （１）事業所の通所介護従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- （２）事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- （３）介護事業を通じ、高齢化社会に貢献し、介護保険制度の発展に寄与する。

3. 事業所の名称

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名称 株式会社ケアネット デイサービスセンター明石
- （２）所在地 兵庫県明石市大久保町大窪 1 8 2 6 - 1 4

4. 職員の職種、員数及び業務内容

- （１）管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （２）生活相談員 1 名以上
生活相談員は、通所計画書の作成、利用者の生活指導、送迎や送迎管理、介護業務、給付管理、行事の企画・運営、勤務表の作成、苦情受付、事故・事故防止対応などを行う。
- （３）看護職員 2 名
看護職員は、利用者の健康チェック・看護業務及び機能訓練指導などを行う。
- （４）介護職員 6 名以上
介護職員は、利用者の送迎、介護業務、各種行事の運営などを行う。
- （５）機能訓練指導員 1 名以上（兼務）
機能訓練指導員は、機能訓練計画書の作成、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

5. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 祝日を含む月曜日～土曜日とする。（ただし12月30日～1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前9時5分から午後4時20分までとする。

6. 通所介護定員・内容及び利用料金

- (1) 定員 45名
- (2) 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料金等の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - ①入浴サービス
 - ②食事提供
 - ③生活指導（相談・援助等） レクリエーション
 - ④機能訓練
 - ⑤健康チェック
 - ⑥送迎
- (3) 前項の支払いを受ける額の他、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

通常の送迎の実施地域を越えて行う通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

 - ②指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス基準額又はサービス費用基準額を超える費用
 - ③食費
 - ④おむつ代
 - ⑤前号に掲げるもののほか、通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- (4) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対し、あらかじめ文書で説明をした上で、支払いに同意する文書に署名を受けることとする。

7. 通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域は、明石市、神戸市西区岩岡、玉津地区とする。

8. サービス利用にあたっての留意事項

利用者は指定通所介護の提供を受ける際、サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

9. 緊急時等における対応

- (1) 通所介護員等は、通所介護の実施中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
- (2) 通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

10. 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、それらを定期的に事業所の職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (2) 前項の訓練は、年2回以上行う。

11. 業務継続計画の策定等

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- (1) 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (4) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

13. 認知症介護基礎研修の受講

事業者は、事業所において介護に直接携わる職員のうち、医療、福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護にかかる基礎的な研修の受講を実施する。

1 4. 虐待防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対して、虐待を防止するために年2回の研修を実施する。
- (4) 虐待防止に関する担当者を選定する。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。
- (6) 成年後見制度の利用を支援する。
- (7) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する。

1 5. 苦情処理

提供した通所介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口等を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

1 6. その他の運営についての留意事項

- (1) 通所介護事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後2カ月以内
 - ②継続研修 年1回
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を徹底する。
- (4) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、㈱ケアネットが定めるものとする。

付則

この規程は、平成12年 9月21日から施行する。

この規程は、平成15年 2月21日から施行する。

この規程は、平成16年 8月 9日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 1 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。